第１号様式

国際フィーダーへの転換促進キャンペーン申請書

横浜川崎国際港湾株式会社

営業部　宛

以下のとおり、裏面の「国際フィーダーへの転換促進キャンペーン実施要項」に同意の上、添付書類を添えて、横浜川崎国際港湾株式会社が実施する、国際フィーダーへ転換促進キャンペーンに申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | | 申請日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 社名 | | ㊞ | | | | | | |
| 所在地 | | 〒 | | | | | | |
| 代表者  職氏名 | |  | | | 申請担当者  職氏名 |  | | |
| TEL | |  | | | Eメール |  | | |
| 現在の 物流ルート ※輸出入いずれか ご記入ください | 輸入 | 海外生産地・搬出元 | | 海外利用港 | 主要な利用船社 | 国内利用港 | 国内搬入先 |
| 国名＿＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | | ＿＿＿＿＿港 | ＿＿＿＿＿ | ＿＿＿＿＿港 | 都道府県名＿＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿＿ |
| 輸出 | 国内生産地・搬出元 | | 国内利用港 | 主要な利用船社 | 海外利用港 | 海外搬入先 |
| 都道府県名＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | | ＿＿＿＿＿港 | ＿＿＿＿＿ | ＿＿＿＿＿港 | 国名＿＿＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿＿ |
| 横浜港  利用開始予定日 | | ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 | | | | | | |
| 見込貨物量 | | ＿＿＿＿＿TEU／3か月 | | | | | | |
| 荷主名 | | ※フォワーダー等、荷主が認める代理者が申し込みの場合のみ記入 | | | 貨物品目 |  | | |
| ※現在の物流ルート利用の証明として、過去1年以内の船荷証券（B/L）、書類到着通知書（Arrival Notice)、ドレージ輸送費用の請求書の写し等、現在の輸送経路が分かる書類1か月分又は10TEU分いずれかを添付しご提出ください。 | | | | | | | | |

注意事項

（１）裏面の実施要項をご確認の上、ご申請ください。申請いただいた時点で、実施要項に同意いただいたものとします。

（２）本申請書（第1号様式）に基づく支援金の上限額は、１00万円となります。

（３）予算執行状況に応じて、予告なくキャンペーン実施期間を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（４）当社規定により、キャンペーン対象とならない場合がございます。あらかじめご了承下さい。

第１号様式（裏面）

国際フィーダーへの転換促進キャンペーン実施要項

（趣旨）

第１条 この要項は、国内他港と横浜港を接続する内航コンテナ船による国際フィーダー航路の利用促進を目的として、第２条に定める対象貨物を対象に、横浜川崎国際港湾株式会社（以下「当社」という。）が実施する国際フィーダーへの転換促進キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）を適正かつ円滑に実施するため、実施手続等に関する基本事項を定めるものとする。

（対象貨物）

第２条　本キャンペーンの対象貨物は、以下の（１）（２）いずれかの条件に当てはまる貨物のうち、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県、茨城県に所在する港湾（以下、「対象港湾」という。）を発着する内航コンテナ船による国際フィーダー航路による横浜港経由での輸出入に転換された貨物のうち、横浜港における内航コンテナ船による国際フィーダー航路への船積日又は船卸日が第４条１項に定める支援対象期間内の貨物とする。ただし、当社が本キャンペーンの対象として不適切と判断した貨物を除く。

（１）北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県を発着する貨物で、トラックで京浜港までドレージ輸送され輸出入されているコンテナ貨物

（２）対象港湾にて、京浜港を経由せず、外航コンテナ航路により直接輸出入されているコンテナ貨物

（対象者）

第３条　本キャンペーンの対象者は、受荷主又は送荷主として対象貨物を輸出入する荷主（以下「荷主」という。）又は、フォワーダー、物流事業者、外航船社、内航船社等の荷主が認める代理者であり、当社が別途「国際フィーダーへの転換促進キャンペーン実施対象決定通知書」（第２号様式）により対象者であることを承認した者（以下「対象者」という。）とする。

（実施期間）

第４条　本キャンペーンの申請受付期間は、2021年9月1日から2021年9月30日までとし、支援対象期間は2021年10月1日から2021年12月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、当社は本キャンペーンの申請受付期間及び支援対象期間を早期終了又は延長することがある。

（支援金）

第５条　当社は、対象者に対し、本キャンペーンの支援金として、対象貨物について１TEUあたり5,000円を乗じた金額を支払うこととする。対象者は、当社に対し、名目の如何を問わず、当該支援金以外の報酬及び費用等を一切請求できないものとする。

２　「国際フィーダーへの転換促進キャンペーン申請書（第１号様式）」（以下「本申請書」という。）に基づく支援金の上限額は1,000,000円とする。

３　第1項に定める支援金の算出基準となる貨物量については、ISO規格20フィートコンテナ１本を１TEU、40フィートコンテナ１本を２TEU、45フィートコンテナ１本を2.25TEUとして換算する。なお、背高コンテナについては、標準コンテナと同様に換算する。

（提出書類）

第６条　対象者は、本キャンペーンの申請に際し、当社に対して、本申請書と併せて転換前の物流ルートでの貨物輸送を証明する書類として、過去一年以内の船荷証券（B/L）、書類到着通知書（Arrival Notice)、ドレージ輸送費用の請求書の写し等、転換前の輸送経路が分かる書類1か月分又は10TEU分いずれかを提出するものとする。

２　対象者は、当社に対し、支援対象期間の終了後、10日以内に「国際フィーダーへの転換促進キャンペーン実績報告書 兼 請求書」（第３号様式）を提出するものとし、これと併せて対象貨物の輸送状況の証明書類として、対象貨物全ての船荷証券、書類到着通知書等の貿易書類を提出することとする（以下、実績報告書と証明書類を併せて「実績報告」という。）。

（アンケート調査等への協力）

第７条　当社は、対象者に対して、アンケート調査等への協力を求めることができるものとする。

（情報の開示）

第８条　当社は、対象者から提供された実績報告等について、対象者の別段の同意を要することなく、国土交通省及び横浜市に対して開示し、又は利用させることができるものとする。当社は、対象者から提供された実績報告等について、当社、国土交通省及び横浜市以外の第三者に対して開示する場合には事前に、対象者から書面により承認を得るものとする。

（支援金の支払）

第９条　当社は、対象者からの実績報告について審査し、当社の裁量により問題が無いと認めた場合に限り、実績報告の提出日から60日以内に、対象者が指定する銀行口座への振込みによって第6条の支援金を支払うものとする。なお、対象者は、当社による実績報告の審査に関して、一切異議を述べることはできないものとする。

（表明保証）

第10条　対象者は、当社に対し、本申請書及び実績報告の提出日、支援金が支払われた日において、以下の事項を表明し、保証する。

（１）実績報告について当社に対して虚偽報告をしていないこと

（２）対象者の代表者又は役員が以下のいずれにも該当しないこと

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力　集団等、その他これらに準ずる者

②上記①に該当する者（以下、本号において「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる者

③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有する者

（損害賠償等）

第11条　対象者が、前条の表明保証に違反したときは、当社は、直ちに対象者に対する本キャンペーンの実施を終了させることができるものとし、支援金について一切の支払義務を負わない。また、当社が当該違反を理由に本キャンペーンの実施を終了した場合において、当社が支援金を対象者に支払済みの場合、対象者は、当社に対し、支援金を返還しなければならない。

２　当社は、対象者の当該違反により生じた損害・損失の一切（弁護士費用を含む）を対象者に対し請求することができるものとする。

（協議等）

第12条　本実施要項に定めのない事項については、当社と対象者による協議の上、誠意をもって処理するものとする。

（譲渡禁止）

第13条　対象者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本キャンペーンの申請により生じた自己の権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

（専属的合意管轄）

第14条　本キャンペーンに関する一切の紛争については、日本法に準拠して解決されるものとし、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上